

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

2013年5月、社会保障・税番号制度を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）が成立しました。これにより、2015年秋以降、市町村長が、住民基本台帳に登録されている人全員に「番号」（いわゆる「マイナンバー」）を付与し、「通知カード」によって通知、2016年1月から、社会保障関係の手続や納税に関する手続に個人番号が利用されることになっています。外国人住民も、個人番号付与の対象となります。

なお、「マイナンバー」と呼ばれることも多いのですが、政府資料は「個人番号」としているため、本資料でも「個人番号」と呼ぶことにします。

（1）個人番号の利用範囲

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤とされ、まず、社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度が導入されます。以下に例を示します。

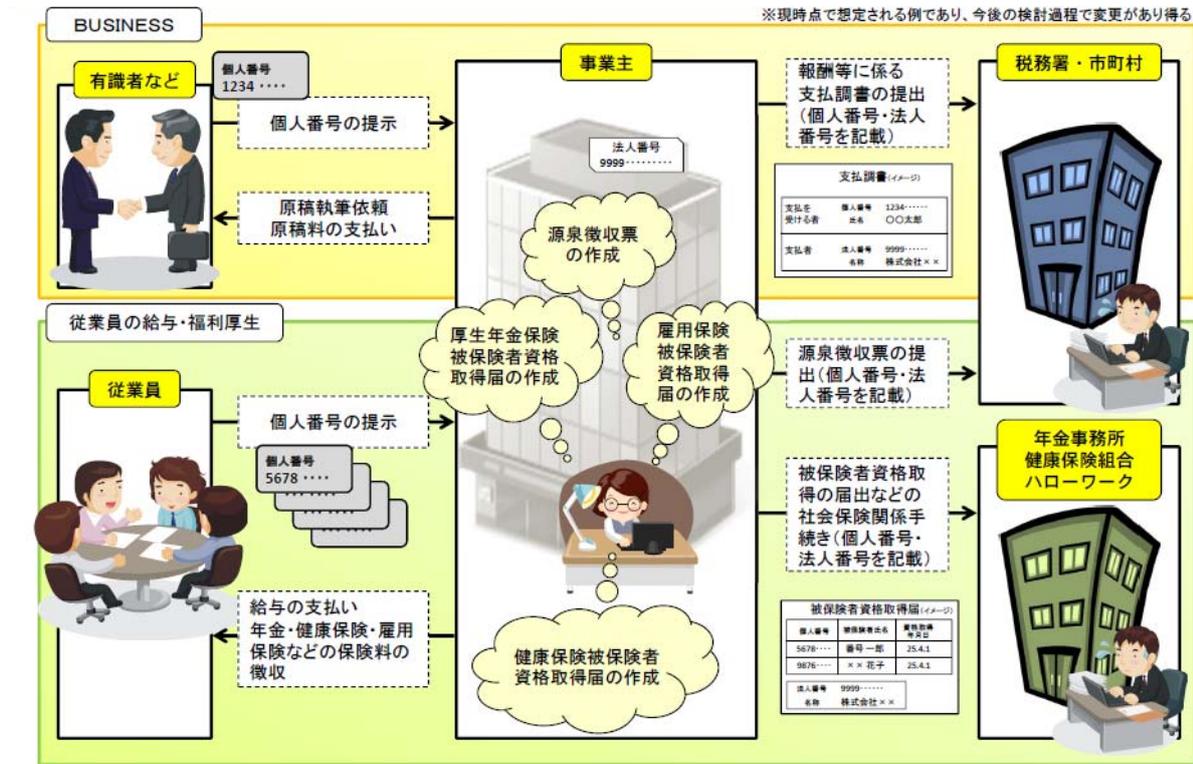
社会保障分野	年金分野	<p>◆年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ・国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 等
	労働分野	<p>◆雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	<p>◆医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 等
税分野	<p>◆国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</p>	
災害対策分野	<p>◆被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用</p> <p>◆被災者台帳の作成に関する事務に利用</p>	
<p>上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用</p>		

番号法では、上記のような場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。

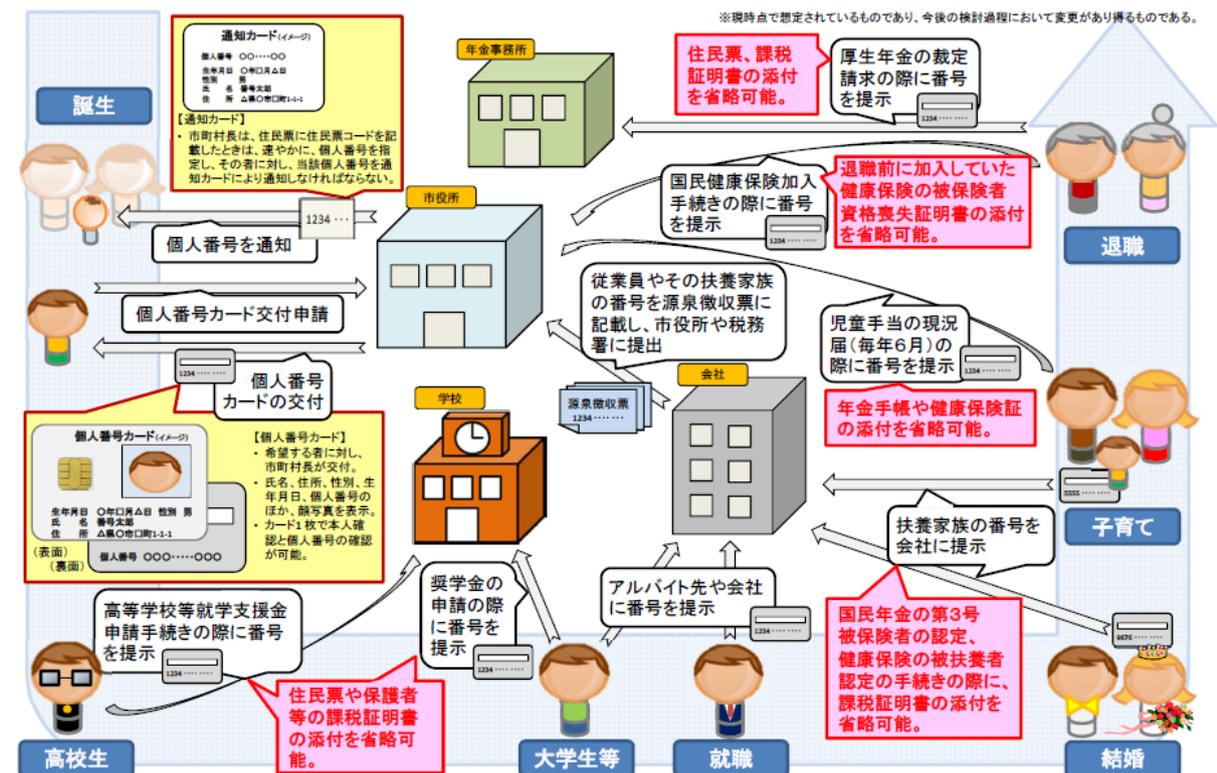
番号制度が導入されても、従来どおり個人情報には各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、法律で定めるものに限り、情報の照会・提供が行うことができる「分散管理」の方法

がとられることになっています（個人情報を特定の機関が保有するデータベース等に集約する一元管理とは異なります）。

（２）事業主の利用例



（３）生活の場面での利用例



(4) 法人番号

個人に付与される個人番号が注目されがちですが、番号法には、「法人番号」についても規定されています。法人番号は、国税庁長官が法人等を対象に付番し、通知することになっています。

法人番号は原則公開されることになっており、個人番号とは異なり、利用範囲の制限等がなく、民間等でも自由に利用できることとされています。利用については、個人番号と同様に、2016年1月開始が予定されており、税務手続き等の際には法人番号を記載することが予定されています。

2. 制度導入にあたって

通知カードと個人番号カードの違い

「通知カード」は、個人番号が付与されると市町村から一方的に送られてきます。券面に基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）ならびに個人番号が記載される予定ですが、顔写真は記載されません。なお、通知カード単体では本人確認はできません（他に運転免許証等が必要）。

「個人番号カード」は、住民基本台帳カードと同様、ICチップのついたカードが想定されており、表面に基本4情報と顔写真、裏面に個人番号が記載される予定です（ICチップには税や年金の情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されず、基本4情報と顔写真等が記録されます）。個人番号カードは、申請により交付を受けることができ、顔写真が記載され、各種の本人確認の際に利用することができます。

個人番号カードの取得は義務？

個人番号カードは申請により市町村長が交付することとされており、カードの取得は強制されていません。住民が市町村の窓口に出向き、本人確認の上、交付される予定です。

個人番号は希望すれば変更することができますか？

個人番号は原則として生涯同じ番号を使用し、自由に変更することはできません。ただし、個人番号が漏洩して不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、本人の申請又は市長村長の職権により変更することができます。

桁数はどれくらい？

個人番号は12桁、法人番号は13桁と予定されています。

マイ・ポータル

マイ・ポータルとは、自己の情報や行政機関などからのお知らせを閲覧したり、各種手続きを行ったりすることのできる個人用のホームページのようなものが想定されています。運用開始は、番号制度の運用から1年遅れて、2017年1月以降と予定されています。

マイ・ポータルには大きく分けて以下の4つの機能を持たせることが予定されています。

- ①情報提供記録表示（自己の情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのか確認する機能）
- ②自己情報表示（社会保険料や所得など、行政機関が保有している個人情報を確認する機能）
- ③プッシュ型サービス（一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせなどを表示する機能）
- ④ワンストップサービス（行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能）

住基カードはどうなるの？

2016年1月（予定）の個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行われず、2015年12月以前に発行された住基カードの有効期間内は引き続き利用できますが、有効期限内に個人番号カードを取得した場合は、その時点で住基カードは使用できなくなります。

民間利用は？

法律施行後3年をめぐりに、利用範囲の拡大を検討するとされています。

例えば、医療分野で電子化したカルテを個人番号で管理すれば、どこの病院でも過去の治療歴を確認でき、検査や投薬の重複を減らすことに役立ったり、住宅ローン審査などの際の所得情報の照会に利用したり、個々人の事情に合わせた保険商品の開発等に利用できるのではないかとされています。

3. 番号制度のメリットと課題

縦割り行政の弊害が少なくなり、自己の情報の閲覧や行政手続きが簡単になるとされています。例えば、児童扶養手当や介護保険給付のような手続きの際に、所得証明などの書類を自分で集めて提出する必要があるものも、添付書類なしで手続きができるようになり、マイ・ポータルを利用することで、給与所得や年金の情報を得られ、確定申告の手続きが簡便になるとされています。

行政側としては、例えば、税務当局が保有する所得情報等を、番号を用いて正確かつ効率的に名寄せすることにより、所得の過小申告や税の不正還付等を防止・是正できるとされています。

一方で、マイ・ポータルにアクセスするには、パソコンで個人番号カードを読み取る装置が必要であり、利用者（住民）には金銭的な負担というデメリットもあります。また、スマートフォンやタブレット端末には対応していない（現状）ため、利用できる環境を整備する必要があります。個人情報の漏洩や濫用、他人のカードや番号を使用したなりすましの危険もあります。

会社の労務担当の方は、従業員とその扶養家族の個人番号を収集する必要がありますし、それに伴って従業員の個人情報の管理体制も変更する必要があるでしょう。施行前に準備を進めておきたいものです。



お問い合わせはこちらまで



柚木社会保険労務士事務所

Yunoki Labor and Social Security Attorney

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-21-13-1011

TEL : 03-5953-2871 FAX : 03-5953-2872

業 務 内 容

- ◆労働保険の年度更新 ◆算定業務
- ◆各種助成金の申請 ◆給与計算
- ◆従業員の入退社に伴う人事・労務管理
- ◆就業規則作成 ◆安全衛生管理
- ◆個別労働関係紛争の解決
- ◆その他行政対応 ◆年金相談